

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県条例第22号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表54の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改め、同表420の項中「第4条第2項又は第3項」を「第4条第3項」に、「1万9,300円」を「2万4,400円」に改め、同表421の項中「1万7,900円」を「1万8,500円」に改める。

附 則

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 別表54の項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日
 - 別表420の項及び421の項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和2年3月1日
- 前項第2号に掲げる規定の施行の日前に申請を受け付けた別表420の項に規定する事務に関する手数料については、なお従前の例による。
- 建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）附則第3項に規定する者に対する改正後の別表420の項の規定の適用については、同項中「2万4,400円」とあるのは「1万9,300円」とする。